

緊急・災害時における放送対応について

1 緊急ニュース等への切り替えについて

(1) NHK

NHKの速報基準では、震度3以上で全国放送（テレビは文字スーパー、ラジオは音声の上乗せ）を開始し、震度6弱以上になると通常番組を中断して臨時ニュースを伝える。ただし状況によっては震度5強や5弱でもニュースを特設する場合がある。

津波の場合、津波（大津波）警報で通常番組を中断して緊急警報放送を開始する。津波注意報でも広域に発表されればニュースに切り替える場合がある。

(2) 民間放送事業者

当研究会の民放構成員社において、重大な緊急災害時に、緊急ニュース等を放送するなどの対応を実施するかどうかは、例えば、「国内で震度6弱以上の地震が発生した場合」「大津波・津波警報が発令された場合」などの具体的な数値・事象や、発生場所・被害状況等に応じて検討を行うこととしている。いずれの場合も、視聴者・国民の生命・財産の安全と保全を第一に、各社が自律的に判断し、必要な対応を行うことを基本としている。

2 緊急地震速報の対応について

緊急地震速報は、大きな地震が発生して強い揺れが来る前に警戒するよう呼びかけることを目的とした防災情報である。気象庁が平成19年（2007年）から広く一般向けに情報提供を開始した。気象庁は、最大震度5弱以上が予測された場合、震度4以上が予測される地域を発表する。

(1) NHK

全自動のシステムによりテレビ・ラジオの全波で速報する。テレビはスーパー（地図と地名を表示）と自動音声で、ラジオは通常番組を中断して自動音声で地名を読み上げる。震源に近い地域では間に合わないなどの技術的限界もあるが、被害の軽減に役立つことが期待されている。

(2) 民間放送事業者

当研究会の民放構成員社において、緊急地震速報は、基本的に、最大推定震度5弱以上の地震が発生し、自社の放送エリアで震度4以上の揺れが予想される場合に放送することとしており、生番組においては、例えば番組司会者等も可能な場合に注意喚起を行うなど、番組進行上できる限りの対応をしている。